

## 地球惑星固体物質解析システム研究室 機器の修理費等のユーザー負担原則

平成 28 年 5 月 1 日

保守点検および不測の故障による修理等の経費のユーザー負担は、以下のとおりとする。

1. 原則として各装置毎の予算（使用料金積み立てなど）で対応する。
2. 上記で対応できない場合には、以下のとおりユーザー負担を求める。
  - 1) ユーザーは以下のように区分される
    - A-1：当該装置の故障前までのユーザー（過去 2 年以内）で、かつ今後も使用を希望するユーザー
    - A-2：当該装置の故障前までのユーザー（過去 2 年以内）で、今後は使用しないユーザー
    - B-1：これまでは使用していないが今後に使用予定があるユーザー
    - B-2：特に使用予定はないが実験室維持に協力を申し出るユーザー
  - 2) 修理費は以下のとおりで負担する。
    - ア) 総額の 50%を A-1 と A-2 で負担
    - イ) 総額の残り 50%を A-1、B-1 および B-2 で負担但し、ア) の A-1 と A-2 のユーザーの負担割合は 2 年間の総使用時間で分配する。  
また、イ) の B-2 のユーザーの負担割合は関係者で相談の上、決める。

備考：

1. ユーザーを過去 2 年間としたのは、定期点検を 2～3 年で行っているので、定期点検毎に責任ユーザーをリセットすべきとの考えに基づく。
2. 全てのユーザーはこの原則を了解した上で装置を利用しなければならない。

附 則

1. この原則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。